

の検討を経て学校の防災計画に地域の関係機関・自治会との連携が盛り込まれていた。京都府の場合は、訪問学級の子どもを含めた地域防災体制の検討が、保健所との連携によって進んでいた。ニーズの把握や地域の関係者の連携の上で、コーディネーターとしての保健所の役割と可能性が明らかになったが、重症児の実態について関係機関に発信してきた訪問学級担任の努力の成果でもあった。特別支援学校の防災を考える上で、学校と地域の連携の実質化が不可欠であるといえる。

研究5 「全国の訪問学級設置特別支援学校への調査」

以上をふまえ、訪問学級を設置する特別支援学校 402 校に対して、保護者・訪問学級担任・防災担当者を対象に郵送による質問紙調査を実施した。

訪問学級保護者調査では 41 都道府県 131 人の回答が得られた。緊張や変形が著しく一人での移動介助は困難であり、人工呼吸器を含む複数の医療的ケアを必要とする児童生徒は 44.5% を占めていた。訪問指導中の災害発生時の動きが学校と確認されている家庭は 14.7% で、その内容は安全確保・学校との連絡という程度の内容で、避難訓練も実施されていなかった。地域の防災訓練に参加したことがない (84.2%)、避難場所を知らない (68.4%)、避難所の利用は無理と判断している家庭がほとんどであった。災害時における家族以外の相談・支援者は、祖父母・親戚が多く、「市の災害時要援護者に登録したが応答がない」など信頼できる支援体制は準備されていなかった。学校や市町村に對しては「頼りにしていない」「どこまで期待できるのか」という評価が多かったが、近所の人には「声をかけてほしい」など切実な願いがあることが明らかになった。医療機関への避難等の要望は非常に強く、医療機関を交えた支援体制の具体化が急がれる。

訪問学級担任・防災担当者調査の結果からは、災害発生時の教員の動きしか検討されていないなど訪問学級の防災計画まで検討しきれず保護者の個人的努力での防災にとどまっている状況が明らかになった。しかし、今回の調査によって考える必要性を自覚したという記載もみられ、震災発生後から続けてきた調査から得られた具体的工夫・取組を共有し、地域・家庭での防災を進める契機としていく必要がある。

具体的には、個別の教育支援計画に防災計画・災害対策の項目を設け、保護者と学校側の共通理解を図り、以下の 4 段階の対策の具体化を進める必要がある。

1. 第一段階（多く回答され、保護者がすぐに始められる内容の紹介と取り入れ）
2. 第二段階（費用や関係者との相談が必要な、発電機の購入などの整備）
3. 第三段階（学校が協力して、可能な災害時対策の検討をすすめる）
4. 第四段階（地域の支援会議の開催と対策の検討）

A. はじめに

特別支援学校の一教育形態である訪問教育は、障害や病気のため、特別支援学校に通学することが困難な子どもがいる家庭・施設・病院に特別支援学校教員が訪問して、週 3 回、1 回 2 時間程度授業を行う制度である。昭和 54 (1979) 年の養護学校義務制実施以降、養護学校増設や教育条件整備によって、通学できる子どもの割合が高まった結果、訪問学級在籍者の割合は減少しているが、呼吸器装着を含む複数の医療的ケアを必要とし、体温調節や感染症予防などにきめ細かい健康上の配慮を必要とする子どもがほとんどになっている。訪問教育や訪問医療・看護などの在宅サービスを受けながら、生命の維持を図っている子どもにとって、災害時の混乱とライフラインの断絶は非常に深刻な問題となってくる。また、単独で各家庭を訪問する訪問学級担任は、一人でその場で判断して行動することが求められるほか、移動中の危険なども生じる。全国の訪問教育を担当する教員を中心とした自主的な研修・研究会である全国訪問教育研究会（以下、全訪研）は阪神淡路大震

災や中越地震においても訪問学級の防災計画の必要性を指摘してきた。

東日本大震災発生直後においても訪問学級の状況把握は非常に困難であった。訪問学級の防災計画の整備は急がれる課題であるため、当時、全訪研（会長：猪狩恵美子）として、日本特殊教育学会「東日本大震災支援基金による実践活動及び研究」助成を受け、平成 24 年 2~3 月に太平洋岸の被災地（東北 4 県と茨城県）と、独自に震災対策を進めてきた東京都の訪問学級設置校を対象に「東日本大震災発生に伴う訪問学級児童生徒の状況と求められる支援に関する研究」を行った。その結果、訪問学級の災害時対応はまったく検討されておらず、このことは訪問学級の子どものみならず、通学している特別支援学校の子どもであっても地域・家庭での被災において共通する問題であることが明らかになった。

そのため、厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）「障害者の防災対策とまちづくりに関する研究」の分担研究（平成 24~26 年度）の一環として、「被災地における訪問学級への支援のあり方の整理」につ

いて調査研究を行ってきた。

B. 研究目的

- 平成 24～26 年度に実施した本研究は、以下の 2 点を目的として実施した。
- ①東日本大震災発生当時の特別支援学校訪問学級の被災状況と学校・関係機関の行った対策の経験を把握する。
- ②東日本大震災の教訓を生かし、家庭で訪問教育を受けている重度重複障害児に対する防災対策の整備状況を把握し、災害時に求められる対応と日常的な防災対策のあり方を検討する。

C. 研究の方法

平成 24 年度

青森県八戸第一養護学校・宮城県立山元支援学校・名取支援学校、入所施設、親の会等を訪問し、聞き取り調査を行った。また、重度重複障害児教育の研究者であり、震災経験者でもある東北大学大学院教授・川住隆一氏に被災地への案内を依頼し、当時の状況等について聞き取りを行った。

平成 25 年度

- 1) 宮城県立古川養護学校・光明養護学校、福島県立平養護学校・茨城県立水戸特別支援学校を訪問し、防災担当者・訪問学級担任への聞き取りを行った。また学校と保護者の同意が得られた 1 事例（宮城県立古川養護学校）について訪問授業に同行し、聞き取り調査を行った。また、直接の被災地ではない地域の訪問学級担任への聞き取りとして、全訪研全国大会（滋賀）、福岡市訪問教育研究会でも問題提起と聞き取りを行った。
- 2) 全国重症児者を守る会全国事務局、東京都東大和市の西部訪問看護事業部への聞き取りを行った。また、医療的ケアが必要な利用者を受け入れている京阪神地域の福祉作業所 3 か所への聞き取りを行った。

平成 26 年度

- 1) 今後の津波被害が予想されている宮崎県の赤江まつばら特別支援学校、豪雨被害を経験し訪問学級の防災について検討を始めている京都府立向日が丘支援学校を訪問し、それぞれの学校が想定している被害と対策の具体化、訪問学級に関する対策の進捗状況について、防災担当者・訪問学級担任への聞き取り調査を行った。

- 2) 全国特別支援学校校長会が作成している平成 25 年度「全国特別支援学校実態調査」

をもとに訪問学級を設置する特別支援学校 402 校全校を通して訪問学級保護者を対象とした調査により保護者からみた災害時対策の現状を明らかにするとともに、訪問学級担任および防災担当者調査を実施した（調査期間：平成 26 年 11 月～12 月）。

それぞれの目的は以下の通りである。

- ①訪問学級保護者調査：保護者の視点から、学校の防災計画に対する評価、個々の児童生徒の実態をふまえた家庭の災害時対策、市町村や医療機関・近所の住民との災害時に関する対策の具体化について把握する。
- ②訪問学級担任調査：各校の防災対策における訪問学級の位置づけ・対策の内容、訪問学級担任からみた家庭の防災対策やその問題点を明らかにする。
- ③防災担当者調査：各学校が実施している防災対策のなかで、訪問学級の防災対策の進捗状況を明らかにする。

（倫理面への配慮） 国立障害者リハビリテーションセンターの倫理審査委員会において審査を行い、倫理上の問題はないとされた旨を添え、不明点など同審査委員会に問い合わせができるようにした。

D. 研究結果と考察

平成 24 年度

平成 25 年 2 月 21 日～23 日、青森県立青森第一養護学校視察と県内特別支援学校教員、重症児の保護者への聞き取りを実施した。

特別支援学校校舎も想定していなかった被害を受け、従来の防災計画の見直しが行われていたが、訪問学級の防災計画の策定まで至っていない状況が明らかになった。

また、神戸大学高田哲教授が企画したセミナー「災害時・後に困難をかかえる子どもやその周囲の人々への支援を考える」（2 月 23 日神戸市ラッセホール）に参加し、東北大学・田中総一郎氏の講演や宮城教育大学・菅井氏からの情報収集を行った。この結果、被災地では東日本大震災の経験を生かした災害対策検討が進みつつあるが、重症児に関する検討、とくに学校以外の場にいる訪問学級の子どもについては認識・検討されていない現状にあり、全国的にはほとんど検討されていないまま東日本大震災から 3 年が経過していた。

平成 24 年度に全訪研として実施した訪問教育に関する全国実態調査においても訪問学級の災害時対策について検討されていた学校は三分の一にとどまっていた。

平成 25 年 2 月 26 日～3 月 3 日、宮城県立

山元支援学校、名取支援学校を訪問し、訪問学級担任・防災担当者・管理職への聞き取りを実施した。ここでも、青森県同様に学校の防災体制の見直しは始まっていたが、訪問学級に対する検討の必要性は認識・着手されていなかった。被害の大きかった亘理郡にある山元支援学校では、遠方に避難してしまい長く学校と連絡がとれず安否確認ができなかつた訪問学級の事例が報告され、日常的に学校とのつながりが薄くなりがちな訪問学級の場合、災害発生時の連絡方法の確認が必要であった。

東京都においても訪問学級、院内学級の担当教員から現状を聞いたが、医療ニーズが高く学校から離れた場所で学習している子ども・訪問学級担任への対策はこれからという状況であった。

平成 25 年度

平成 25 年 9 月 23 日～25 日福島県立平養護学校、茨城県立水戸特別支援学校、平成 26 年 2 月 26 日～28 日宮城県立古川支援学校・光明支援学校 2 校の訪問調査を実施、訪問担任・防災担当・管理職への聞き取り調査を行った。

特別支援学校としての防災体制の整備が進み、食料・水の備蓄や発電機の用意のほか、隣接する病院との災害発生時の連携についても医薬品の提供を受ける、耐震性の高い学校の校舎への病院からの避難を受けるなどが相談され、具体化されていた。また、災害時の地域住民の受け入れについても検討がなされ、地域との連携が進みつつあった。

古川支援学校訪問学級の児童の一人については、主治医のいる東北大学付属病院が支援体制を検討し、保健師が中心になり保護者と具体的な対策が練られていた。水田の多い古川市では 3.11 において液状化現象が起き用水路にかかった橋が倒壊したため、ヘリコプターによる移送、ヘリコプターの着陸地点の検討が行われるなどきめ細かい支援策が検討されていた。

平成 25 年 9 月全国重症児者を守る会全国事務局、平成 26 年 3 月 7 日には東京都東大和市の西部訪問看護事業部を訪問し、高橋由起子氏から、東日本大震災当時の訪問看護師の経験と教訓について聞き取り調査を行った。

また、平成 26 年 3 月 3 日～6 日兵庫県・京都府長岡京市・京都市の通所事業・訪問事業を行っている 3 施設（かがやき神戸、てくてく、暖）を訪問し、地域における支援体制の整備について聞き取りを行った。在宅サービ

スを提供している関係者においても、単独での訪問先での災害時対応は急がれる課題であることが明らかになった。とくに医療的ケアを必要とする場合には、医薬品・機器・水の確保、電源の確保が切実な課題であり、さらに家族以外の医療的ケア実施者の確保が求められていた。

平成 26 年度

1. 特別支援学校訪問学級保護者調査

北海道から沖縄まで全都道府県の保護者から 131 通の回答を得た。

(1) 回答された訪問学級児童・生徒の実態

小学部 1 年から高等部 3 年まで全学年の事例が寄せられた。回答数は多くはないが、訪問学級保護者からこれだけの回答が寄せられたことはなく貴重な資料となった。

授業中、ベッド・ふとんの上で横になっている子どもは 61. 0% で、介助者 1 人では移動困難という回答は 38.9% であった。体重だけでなく強い緊張や変形、骨折しやすいなどが理由だったが、避難を考えると、本人の移動介助のほか吸引器・呼吸器などの器材・物品の運搬が不可欠であり、母だけでの避難は困難な状況であった。

全国的には一戸建て一階部分を居室としている事例が多かったが、大都市ではマンションに住む家庭が見られ停電時のエレベーターの停止が大きな問題であった。

医療的ケアが必要ではない事例は 131 名中 15 名のみで、ほとんどは人工呼吸器装着を含む複数の医療的ケアを必要としていた。

表 1 必要とする医療的ケア n=131

医療的ケアは必要ではない	15 名 (11.4%)
吸引のみ	2 名 (1.5%)
経管栄養のみ	7 名 (5.3%)
呼吸器	59 名 (45.0%)
呼吸器・吸引・経管栄養	58 名 (44.3%)

日中、自宅にいるのは母のみが 71.6% であった。きょうだい（同居）がいる家庭は 63.2%、中学生以下のきょうだいがいる事例は 41.1% で災害発生時のきょうだいのひきとり・安全確保も保護者の不安になっていた。

訪問看護 (50.5%)、ヘルパー (37.9%)、訪問リハビリテーション (46.3%) などが利用されていたが、27.4% は在宅サービスをまったく利用していなかった。

(2) 訪問指導時の災害対策

訪問指導中に災害発生した場合の訪問担任の動き・対応について「知っている」という回答は 19 名 (14.7%)、訪問指導中の災害発

生の学校への連絡方法、訪問指導ではないときの災害発生時の学校への連絡方法に関する回答も同程度であった。訪問指導時の災害を想定した訓練の実施は2名のみであった。

(3) 地域の避難訓練への参加

「参加したことがない」という回答は84.2%で、訪問学級の子どもを連れての参加は1名のみであった。指定された「避難場所を知らない」という回答は68.4%だったが、「使えないと思うので考えていない」という回答が1割弱であった。とくに、きょうだいがいない家庭は、地域の避難訓練に関する情報が得られていなかった。

(4) 家庭の対策

家族で災害時対策を「相談し決めている」という家庭もあったが(21.8%)、多くは「話しているが考えきれない」(65.5%)、「まったく考えていない」「その時にならないとわからない」など、考えているが具体的になっていない傾向がみられた。

「家族以外に相談・支援の相談・依頼をしている人や機関がある」という回答は41.8%であった。祖父母、保護者自身のきょうだいなど親戚という回答も見られたが、家族よりも障害者支援の専門家へのニーズが高いことが明らかになった。民生委員、保健師、訪問看護師が回答された。「市の災害時要援護者に登録」という回答も複数あったが「登録したがまったく動きがみえない」という不安もみられた。複数の関係者(保健師、訪問看護師、医師、社会福祉協議会ケアマネージャーなど)を挙げた回答には、訪問担任が入っており、学校の積極的な関与がうかがえた。

家庭独自の工夫として数日分の持ち出し用の医療用品・薬や水の用意、充電が回答されていた。避難場所の利用には消極的で、医療機関への避難を希望する回答が多かった。東日本大震災をふまえた工夫が「ある」という回答より、「ない」という回答が多かった。

(5) 不安や要望

不安をかかえながら「考えないようしている」という回答が多かった。学校への要望、市町村への要望は少なく、市町村は「頼りにしている」、学校は「どこまで期待できるのか」と考えている傾向がみられた。その一方、近所の人に対しては「安否確認」「声をかけてほしい」「こういう子どもがいることを知っておいてほしい」「情報をもらいたい」など切実な願いがあることが明らかになった。また、医療機関への避難等の要望は非常に強かった。

訪問学級担任の回答からは、訪問指導時の

対応について、「訪問先の子どもの安全を確保し学校に連絡して管理職の指示を仰ぐ」という確認がなされているという回答が多かったが、避難訓練を実施しているという回答者は2校のみであった。学校や家庭との連絡は3.11を経験した被災地では災害時伝言ダイヤルなど記載されていたが、全国的には「携帯」「電話」という記載であった。

具体的な災害時対策については、保護者だけで考えているが学校・担任は関与できていない状況が明らかになった。防災担当者の回答では、全校の防災計画の整備を進めていたが訪問学級対策に着手したという回答は、

「安全確保・学校との連絡」という確認にとどまっていた。内容的にも不十分であり、災害発生時の対応しか考えられていないことが明らかになったが、調査依頼を受け、あらためて訪問学級について検討する必要性を認識したという記載も多かった。個々の子ども・家庭の状況を把握した上で「日常的な備え」

「災害発生時の動き」「生活復旧までの支援」など段階的に考えておく必要がある。

以上から、校内では訪問学級担任に委ねられ、訪問先では保護者に委ねられている現状にあると考えられる。

しかし、少数ではあったが回答されていた工夫・取組、また聞き取りから得られた具体的な工夫から、災害を想定した、訪問学級への備え・支援策としてまず、すべての児童生徒の個別の教育支援計画に「災害時の対応・防災計画」の項目を加える。その上で、具体化のために、次のような整理ができると考えられる。個々の子ども・家庭の状況を把握した上で「日常的な備え」「災害発生時の動き」「生活復旧までの支援」など経過を追って考えておく必要がある。

1. 第一段階(多く回答され、保護者がすぐに始められる内容)

- ・子どもの周りの安全の確保
倒れやすいもの、落下しやすいものを置かない。
- ・避難路の確保
外に出やすい位置を考慮する
- ・充電を心がける
- ・医薬品・医療用品の備蓄
- ・持ち出しやすい状態にしてまとめておく

2. 第二段階(費用や関係者との相談が必要な内容)

- ・発電機の購入・設置、発電機を利用できる場所の確認

3. 第三段階(学校が協力して災害時対策の検討)

- ・学校の個別の教育支援計画のなかに「災害時の対策・防災計画」の項目を設け、継続的に整備を進める
- ・学校との相談（校内の避難訓練の日に話題にする、防災担当者の訪問と相談など）
- ・学校内で、地域担当教員を決める（身近な地域に居住する教員による災害時の安否確認など）
- ・地域の防災訓練への参加（担任が同行、担任のみで、など実態に合わせて実施）
- ・近所への個別の防災カードを活用した情報発信

4. 第四段階（地域の支援会議の開催）

- ・保健所・福祉課などと災害時対策の検討を着手する。
- ・居住地域管轄の担当者のか、個々の子どもの主治医のいる病院（主治医やMSW）との連絡・相談が必要である。
- ・必要となる支援者、キーパーソンの検討と情報の共有

E. 結論

特別支援学校のなかでも最重度の子どもが学ぶ訪問学級の災害時対策・防災計画は学校としての検討がほとんどなされてこなかった。24-26年度の研究経過のなかで、保護者に委ねられ、ほとんど対策が打たれずにきた現状が明らかになったが、調査の実施や、調査結果の一部の報告を通して、訪問担任、防災担当者、そして保護者が対策の必要性を受け止め、検討が始まったことは成果のひとつである。

子どもの障害の重さ、多様な配慮の必要性から検討が遅れ考えきれずにきたものと考えられる。これまで障害の重い子どもの命と発達を追求してきた訪問教育、特別支援学校の教育の到達点をふまえて、防災対策の確立においても「安心して生きる権利を実質化する」という視点を明確にもって検討を進める必要がある。

また訪問学級独自の問題も具体的・個別的に検討していく必要があるが、それは居住地域のなかで障害児者の命を守る安心・安全な対策づくりにつながる課題である。今回の調査結果を活用し、障害の重い子ども・成人の防災対策の検討を進めたいと考える。

今後、調査から得られた具体的な工夫・取組をもとに「訪問学級の防災マニュアル（試案）」としてまとめ、全国の訪問学級設置校等に返しながら検討と整備を進める予定である。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし（平成27年度以降の発表を準備している）

2. 学会等発表

- 1) 猪狩恵美子 第12回日本教育保健学会（日本福祉大学、平成27年3月21・22日）において「特別支援学校訪問学級における防災対策と地域～訪問学級保護者調査より～」。（第12回日本教育保健学会講演集 pp. 78-79.）
- 2) 訪問担任調査、防災担当者調査については平成27年度中に開催される学会での発表を予定している。

H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）

「障害者の防災対策とまちづくりに関する研究」

平成 24～26 年度 分担研究総合報告書

知的・発達障害者に対する災害時の情報支援に関する研究

研究分担者 深津玲子 国立障害者リハビリテーションセンター企画・情報部

発達障害情報・支援センター

研究協力者 東江浩美 同上

鈴木繭子 同上

研究要旨

災害復旧・復興期および防災・減災対策における知的・発達障害に関する情報提供のあり方を明らかにすることを目的に、全国の都道府県ならびに政令指定都市に設置されている発達障害者支援センターに対して、①東日本大震災後の災害支援や、防災・減災に向けての取り組み、②災害支援や防災・減災に関する資料の認知度と活用状況について調査した。発達障害者支援センターは、①災害支援では震災や避難に関する相談を受け、防災・減災への取り組みではセンターの災害時活動計画の立案や要援護者施策に関する情報収集を行っていた。②災害支援や防災・減災に関する資料については、震災後に発行され、発達障害に特化した内容の 2 種の冊子に関して、ほとんどのセンターが読んでいたが、市区町村や個々の支援者・家族へ浸透を図るには、活用方法に関する情報提供が必要であることが示唆された。

A. 研究目的

本研究は、発達障害児者に関する防災・減災への取り組みについて把握し、その際に必要な情報支援のあり方について考察するために、全国の発達障害者支援センター（以下、支援センター）を対象に、初年度から継続して情報支援のニーズ調査を行ってきた。

調査は東日本大震災発生直後の災害支援期、その後の復興期および将来起こりうる災害に向けての防災・減災準備期のそれぞれにおいて、支援センターがどのような活動を行ってきたか、課題は何かを明らかにするものである。

加えて、知的障害や発達障害児・者や支援者向けの防災関連資料の認知度や利用状況について把握し、防災・減災に関する情報の普及方法について検討した。

B. 研究方法

全国の都道府県ならびに政令指定都市に 89

か所（平成 27 年 3 月現在）設置されている支援センターに対して、震災直後からの活動について、継続してアンケート調査を行った。

内容は、

（1 年目）①東日本大震災発生直後の平成 23 年度と 24 年度における災害支援に関する活動、②防災関連資料（印刷媒体およびウェブサイト）の認知度と活用方法

（2 年目）①平成 25 年度の災害時支援や防災・減災に関する活動、②防災関連資料、特に「災害時の発達障害児・者エッセンス」の認知度と活用方法

③インターネットによるマルチメディアディジタル版「自閉症の人たちのための防災・支援ハンドブック」の使用感

（3 年目）①平成 26 年度の防災・減災に関する活動、②マルチメディアディジタル版「自閉症の人たちのための防災・支援ハンドブック」CD の使用感と今後の利用方法への提案であ

った。

加えて、

(1年目) 東日本大震災時のtwitterデータと発達障害情報・支援センターへのアクセス記録の分析、(2年目) 埼玉県内市区町村に対する調査を実施した。

C. 研究結果と考察

1. 発達障害者支援センターにおける災害支援や防災・減災に関する活動

発達障害支援・情報センターは全国の発達障害者支援センターと情報を共有するために、インターネット上に専用サイトを有している。支援センターへの調査は主にこの専用サイトを用いて行い、補完的に郵送やFAXも使用した。

災害直後から平成23年度内は、74%の支援センターが災害支援に取り組んだ。「震災に関する相談への対応」は、北海道・東北ブロックの約8割、関東ブロックの約7割の支援センターが実施していた。また「転入者への支援」、「物品や情報の提供」、「被害や影響についての情報収集」にも2~3割の支援センターが取り組んでいた。

防災・減災に向けた活動は、「防災に関する研修会を実施」、「センターの災害時活動計画の作成」に約1割の支援センターが取り組んでいた。

平成24年度の防災・減災に向けた活動では、約1割の支援センターが「センターの災害時活動計画の作成」「要援護者施策について情報収集」「福祉避難所設置施策へ参画・協力」に取り組んでいた。

平成25年度には、約2割のセンターが防災・減災に向けた何らかの活動をしており、「センターの災害時活動計画の作成」、「要援護者施策について情報収集」に取り組んでいた。

平成26年度に何らかの活動を行ったセンターは約4割と前年度より増加した。活動内容は「センターの災害時活動計画を作成」「災害時要援護者支援施策について情報収集」「広域避

難者に関する相談」であった。

これらの経過をまとめると下記のごとくであった。震災直後は被災者の相談への対応など直接的な支援が多くなった。その後、将来に向けた防災・減災への取り組みはすぐには開始されなかった。平成25年に災害対策基本法が改正され、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(内閣府)、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(内閣府)も発出され、地方自治体では防災・減災に関する平時からの準備に取り組み始めた。平成26年度の活動が増加したのは、各支援センターもこの流れを受けて、具体的に活動し始めたと考えられる。

2. 災害支援や防災・減災に関する資料の認知度と活用方法

「自閉症の人のための防災・支援ハンドブック(社団法人日本自閉症協会、平成24年3月)」と「災害時の発達障害児・者エッセンス(平成25年3月、発達障害情報・支援センター)」については、ほとんどの支援センターが調査時(平成25年11月に)すでに読んでいた。一方、内閣府や消防庁などの防災施策に関する資料の認知度は低かった。

「ハンドブック」は震災後に改定され「エッセンス」は、震災後に発行され、発達障害に特化した内容で、ページ数が少ない冊子形式の資料であった。また、全支援センターに直接郵送されており、そのことが既読率をあげる一因となったことが考えられた。しかし、研修会の教材にするなどの活用は行われていなかった。

「災害時の発達障害児・者エッセンス」について、市区町村に対して認知度を調査したところ、4割と支援センターと比較して低かった。発達障害への支援を専門とする支援センターが、管轄地域の自治体にどう広げるかは課題である。一部の支援センターからは、「発達障害啓発週間で冊子を展示した」、「ペアレントトレーニングにて参加者へ紹介した」という報告が

あり、これらの活用事例を支援センターへ提供する必要性が示唆された。

最終年度には、CD マルチメディアディジタル版「自閉症の人たちのための防災・支援ハンドブック」の使用感と今後の利用方法について支援センターに評価を依頼した。ディジタル版は印刷版を読み上げできる電子ブックである。支援センターが提供したい対象は、「(当事者の)家族」や「支援者」であった。しかし、もっと分量が少ないものがよいとの意見が多数寄せられた。電子ブックは、支援者や家族会の開催する研修会での利用が考えられ、ダイジェスト版があると当事者にも直接に提供しやすいと想定された。

3. その他の調査について

初年度には東日本大震災時の twitter データと発達障害情報・支援センターへのアクセス記録を分析した。その結果、インターネットが大災害時における有効な情報流通のための手段となるためには、平時における持続的な情報発信が必要であり、情報発信の仕方についての訓練が機関と個人の双方に必要であることが示された。

D. 結論

- ・発達障害者支援センターは、震災直後は震災に関する相談や、転入者への支援、被害や影響についての情報収集、物品や情報の提供に取り組んだ。
- ・防災・減災に関する活動としては、「センターの災害時活動計画を作成」「災害時要援護者支援施策について情報収集」に徐々に取り組み始め、平成 26 年に数が増加した。
- ・発達障害に特化した冊子の認知度は高かったが、市区町村や個々の支援者・家族へ浸透を図るための活用は不十分だった。支援センターが実際に行っている活用事例を専用サイトで紹介し、冊子を使っての情報提供の仕方を広めていく段階であることが示唆された。

マルチメディア版防災教材は、CD で配布した場合は支援者に参照されたが、当事者には分量が多いと評価された。

E. 健康危険情報

特になし

F. 研究発表

1. 論文発表

細川淳嗣, 深津玲子, 斗内沢邦男, 東江浩美, 鈴木繭子, 北村弥生: 大規模災害時における特別な支援ニーズを持つ人への情報提供のあり方の検討. 第 75 回情報処理学会全国大会講演論文集, 2013-03

2. 学会発表

細川淳嗣, 深津玲子, 斗内沢邦男, 東江浩美, 鈴木繭子, 北村弥生: 大規模災害時における特別な支援ニーズを持つ人への情報提供のあり方の検討. 第 75 回情報処理学会全国大会, 仙台, 2013-03-08.

3. その他

細川淳嗣, 深津玲子, 斗内沢邦男, 東江浩美, 鈴木繭子, 北村弥生: 大災害時における特別な支援ニーズを持った被災者に対する情報提供に関するプロジェクト. 東日本大震災ビッグデータワークショップ Project311 報告会, 東京, 2012-10-28. 発表会スライドおよび記録動画

<<https://sites.google.com/site/prj311/event/presentation-session/presentation-session4#TOC--1>> (2013-1-30 アクセス)

G. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む。)

特許取得・実用新案登録・その他
なし

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）

「障害者の防災対策とまちづくりに関する研究」

平成24～26年度 分担研究総合報告書

障害児者の個人避難計画と避難所における配慮ガイドラインの作成

研究代表者 北村弥生 国立障害者リハビリテーションセンター研究所

研究要旨

本研究では、地域の社会資源とニーズに基づいた要援護者の個人避難計画と避難場所における配慮マニュアルの作成を、被災地支援の一環として行うことを当初の目的とした。しかし、被災地における災害対策は復興と連動して行うべきであることが指摘された。そこで、被災地では震災以降の経験の蓄積を継続した。また、被災地で蓄積された経験を活用して、首都圏において地域の社会資源とニーズに基づいた要援護者の個人避難計画と避難場所における配慮マニュアルの作成を進めた。具体的には、障害者の災害時対策の好事例を全国から収集し、研究チームが介入した災害時要援護者支援を記載した。すべての成果を集積し、「障害者の個人避難計画事例集」の構成をまとめた。

A. 目的

本研究では、地域の社会資源とニーズに基づいた要援護者の個人避難計画と避難場所における配慮マニュアルの作成を、被災地支援の一環として行うことを当初の目的とした。そこで、まず、東日本大震災の被災地（宮城県、岩手県）における災害発生以降の障害者と支援者の経験とニーズを調査した。沿岸部では、災害時の経験から余震に対する恐怖感が強いこと、沿岸部では堤防がなくなり地盤沈下もあることから次の災害への不安も大きいことが指摘され、早期の防災対策が必要と考えられた。しかし、具体的な防災対策および防災教育について事前調査を進めると、「防災」というと、東日本大震災は終わったことのように感じる。まだ、震災の経過の中にいるのに。」という回答を得た。そこで、本研究課題では、被災地では震災以降の経験の蓄積

を継続し、その成果を他の地域に普及することにより被災地の振り返りを行い、防災対策は首都圏で試行することに方針を改めた。

B. 方法

被災地での震災以降の経験の蓄積は、（1）宮城県南三陸町における民生委員による障害者支援、（2）宮城県仙台市で福祉的避難所を運営した自治組織と（3）北海道浦河町で10年に亘り防災活動を行っている精神障害の社旗福祉法人について当事者と支援者に面接法による調査を実施した。浦河町では人的被害はなかったが、沿岸には2.7mの津波が到来し、避難所で1泊した者もいた。また、（4）埼玉県における東日本大震災時の盲ろう者の経験も記載した。

全国の先進事例では、1) 埼玉県所沢市の自主防災組織による災害時要援護者支援準

備、2) 愛知県名古屋市の社会福祉法人による障害者のための災害準備、3) 東京都在住の一人暮らし人工呼吸器装着者の自主的な災害対策、4) 埼玉県所沢市の市民活動グループによる災害時要援護者安否確認活動、5) 埼玉県の定住型マンション自治会における災害時要援護者支援活動、6) 愛知県名古屋市の町内会による防災活動と災害時要援護者支援を調査した。

首都圏では、(1) 障害者自身による災害準備対策の好事例、(2) 地域における災害時要援護者支援の先進事例、(3) 研究チームが介入した災害時要援護者支援事例を記載した。

C. 結果

上記で示した学会発表ポスターを次頁以降に掲載する。被災地の発達障害児の母親と支援者の経験は冊子「災害と発達障がい」として取りまとめ、平成25年度報告書に掲載した。その英語版は資料5に掲載する。すべての結果から得られた知見は災害時要援護者支援事例は、「障害者の個人避難計画事例集」として作成予定である。

D. 考察

1. 地域における障害理解

地域における要援護者支援の先行事例は、いずれも、地域の交流の基盤と全般的な防災活動の上に要援護者支援を付加していた。しかし、「要援護者」の対象は高齢者であった。町内会あるいは自主防災組織役員には、障害者への偏見や差別意識はなかったが、障害者には差別と感じられる事象が起り相互理解には至っていなかった。町内会あるいは自主防災組織役員は、障害の特性と支援方法に関

する知識と技術を欠いていることを自覚し、学ぶ機会を求めていた。これらのことから、地域における障害理解と対処方法の啓発が、第一に求められることが示唆された。

障害のある人の 災害時個人避難計画



図1 事例集の表紙案

2. 障害者の避難技術

研究チームによる介入から、避難所での車いす利用者のための設備として、介助用のトイレと簡易テント、キャンプ用ベッドと携帯マットレス、スロープまたは数人の尽力が有効であることを示した。これらの設備を誰が購入し、どこに誰が保管し、必要な時に誰がどのように設置して管理するかを、自主防災組織と当事者で計画することは、今後の課題である。聴覚障害者には、画用紙にアナウンスを書き取り情報提供を行うことの有効性と現実性も示した。視覚障害者と知的障害者に対しては、手引き技術の郷愁を受けた地域住民によるゆるい見守りが有効であると考えられた。地域における簡易的な介助者の育成は2時間程度の教習で可能なことも示したが、継続的な人員確保は今後の課題である。

The experiences of support for persons with special needs in the area affected by the Great East Japan Earthquake: cases in Minami-Sanriku, Miyagi Prefecture.

Yayoi Kitamura (National Rehabilitation Center for Persons with Disabilities, Japan)
Yasuo Honda (Fukuoka University, Japan)

Background: Persons with disabilities have difficulties to get information on evacuation and to move to and live in local shelters. Therefore disaster preparedness is one of the most important issues for independent living for persons with disabilities. Although Japanese government have encouraged the local communities to prepare lists of persons with special needs for natural disasters to inform emergency and help evacuation, local communities do not have enough experiences to deal with disability issues.

Purpose: This study examined the effectiveness of the individual evacuation plans for persons with special needs in communities.

Methods: Interviews were conducted for 2 of 50 welfare commissioners in Minami-Sanriku Town, Miyagi Prefecture where 4.6% of the total population, 17,000 and 13.3% of persons with disabilities were lost by Tsunami at Great East Japan Earthquake, 2011. Evacuation plans and evacuation behaviors of registered persons with disabilities to the list by the local community were inquired.

Result:

- 1) One of the commissioners who brought the list with her at the evacuation, followed the registered persons' safety. Local residents and local service providers helped most of the registered persons with vehicles in the area that showed less mortality of registered persons with special needs compared with the district population. However, one blind elderly lady suffered because she and her family thought that the tsunami would not arrive at their home on a hill and did not evacuate.
- Although the other commissioner helped 4 registered persons with local residents and local service providers with vehicles, she did not know about the mortality rate at her area.
- Less than 10% of persons with disabilities had registered to the list of the town.

Discussion: It was suggested that in addition to high level of awareness on disaster evacuation, on persons with disabilities, on providing prepared help by community residents, vehicles worked to reduce the mortality of persons with special needs in the district. Further studies are required on evacuation methods, training methods of evacuation and encouragement to register to the list of emergency evacuation for persons with disabilities.

Table 1 Number of registered person and their mortality rate at Minami-Sanriku town and X-district.

Region		Aged single person	Aged household	Elderly in need of care	PWD	The other	total
X District	Registered	8	17	5	5	0	33
	Loss	0	0*	0*	1	0	3
	Mortality rate	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	3.0
Town	Registered	165	162	66	86	11	490
	Loss	15	24	11	13	0	63
	Mortality rate	9.1	14.8	16.7	15.1	0.0	12.9

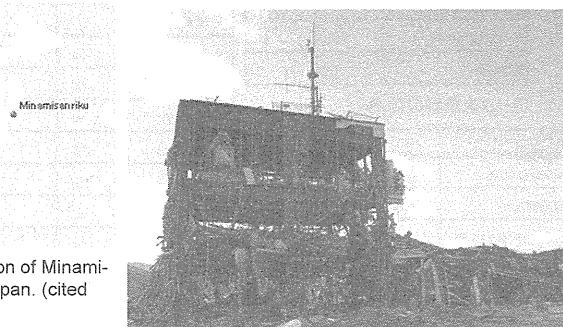


Fig. 1 The location of Minami-Sanriku town in Japan. (cited from Wikipedia)

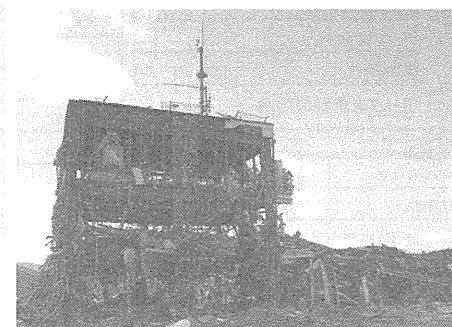


Fig.2 Crisis Management Department's building. Only 4 officers including the mayor survived at the top of the tower. (cited from <http://labaq.com/archives/51650134.html>)



The Minami-Sanriku evacuation center in a makeshift home to nearly 4,000 displaced people as they pick up the pieces following the Iwate-Miyako Earthquake.

Fig.3 An evacuation shelter. (cited from J. Watts(www.theguardian.com)

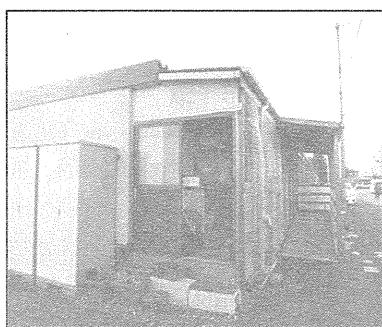
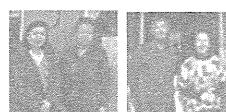


Fig.4 Temporary housing for evacuees. Slope was build additionally for a wheel chair user.

Table 2. The number of people with disabilities and the mortality rate at Minami-Sanriku Town (cited from a report by Minami-Sanriku town)

Disability	total	Affected	%
Mobility	713	50	7.0
Visual	713	11	15.8
Hearing	713	11	15.8
The other physical	713	41	57.4
Intellectual	140	5	3.4
Mental	81	7	8.6
Chronic diseases	(118)	1	0.8
Total	940	125	13.3



We acknowledged a lot for the cooperation of Ms. Abe, Mr. and Mrs. Miyakawa and Mr. Sato at Town Office.

精神障害者による津波避難準備活動と地域との関係

北村弥生、小佐々典靖、我澤賢之(国立障害者リハビリテーションセンター)

河村宏(NPO支援技術開発機構)、池松麻穂(浦河べてるの家)、八巻千香子(国立がんセンター研究所)

目的: 災害時に適切な状況認知と行動判断をすることは精神障害者や知的障害者には困難であると考えられ、精神障害者施設や知的障害者施設では、利用者ではなく職員の避難支援行動の訓練が行われてきた。精神障害者の災害時の困難としては、睡眠導入剤の影響で起きられずに避難できないこと、幻聴に避難を否定されて避難できないこと、平時から「緊急事態でパニックになるのではないかという不安」で生活に支障がでること、避難所で異質な行動をとる心配があることが挙げられている。

一方、当事者が主体となり、町役場、自治会および研究機関の協力を得て、地震による津波対策に重点をおいた避難訓練を企画・運営・発信している点で特異であることが知られている精神障害者の社会福祉法人がある。そこで、本研究では、法人職員、町役場、町内会のそれぞれの視点から、精神障害者の津波避難と準備状況について明らかにし、災害時避難を契機にした精神障害者の共生のあり方を考える。

対象: べてるの家のソーシャルワーカー1名に対して防災活動の経験を、浦河町役場職員5名及び自治会長1名に対して防災活動及び「べてるの家」への意識を面接法により調査した。

北海道の南岸中央部、襟裳岬の南端近くに位置する浦河郡浦河町にある(社福)浦河べてるの家(以下、べてるの家)は、昭和59年に設立された精神障害者の地域活動拠点で、100名以上のメンバーが活動している。



図1 浦河町の位置、地震の頻発地

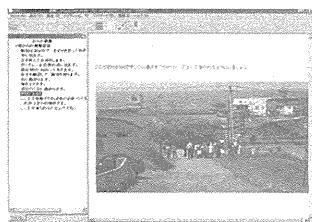


図2 マルチメディアディジタル版避難マニュアル表示画面

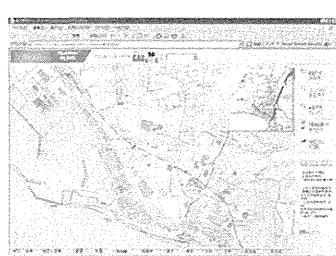


図3 平成18年までに作成した浦河町地理情報システム

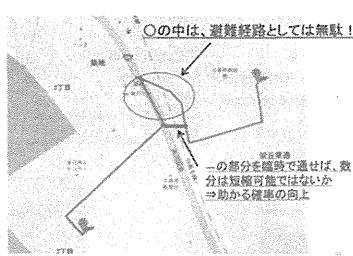


図4 活動拠点の一つから避難所までの避難経路。災害時には、鉄道を横断して近道ができると避難時間が短縮できる箇所が見いだされた。

結果:

- 1) 災害時に、町役場は災害時要援護者名簿ではなく平時のサービス体系を活用した安否確認と事後の支援を実施した。べてるの家とも防災活動の事前協議により、災害時の連絡系統が確立していた。
- 2) 地域活動に積極的な自治会は、防災活動をべてるの家と共にすることで具体的な協力関係が形成されていた。
- 3) 「べてるの家」では、図上訓練を含む年に2回の避難訓練、防災ミーティング、マルチメディアマニュアルの使用により津波に対する避難目標「4分で10m登ること」を達成し、3つの地震で避難を実現した。しかし、「避難所での生活および災害に関わる不安」等の課題が残されていた。課題への対策として、当事者は避難所でのミーティングを、職員は宿泊施設を福祉避難所にすることを提案したが、町役場と自治会には課題は認識されていなかった。

考察: 10年に亘る防災活動でも残された課題はあったが、当事者組織の防災活動から、町役場と自治会による自然な協力が引き出されていた。残された課題の一つである「避難所での生活および災害に関わる不安」への対策案は立場により異なり、合意形成には、なお、時間を要することが示唆された。

表1 浦河町の人口、高齢者数、要援護者数

	数(人)	人口比(%)
人口 (平成23年9月)	13,974	—
人口密度(人/km ²)	19.7	—
後期高齢者数(人)	1,921	13.7
前期高齢者数	1,698	12.2
全要援護者数(人)	3,286	33.6
データ登録者数(人)	1,568	11.2
障害者数(人)	756	5.4

表2 浦河町の要援護者名簿登録数の内訳

	名簿 (人)	データ登録 (人)	登録比 率(%)
視覚障害	51	358	66.5
聴覚障害	42	—	—
肢体不自由	445	—	—
癡育手帳	107	57	53.3
精神障害	114	64	56.1
難病指定	—	27	—
要介護5	129	8	6.2
要介護4	90	6	6.7
要介護3	95	23	24.2
要介護2	130	46	35.4
要介護1	118	26	22.0
外国人	83	—	0.0
高齢者 (75歳以上)	1,934	488	25.2
その他	—	465	—
合計	3,383	1,568	—

表3 データ未登録の理由

分類	人数	割合
データ登録者数	1,568	47.7
登録希望なし	1,028	31.3
死亡、入院、施設入所	401	12.2
住所別だが同居者 (65歳以下)あり	199	6.1
未回収	90	2.7
合計	3,286	100.0



図5 避難訓練前のスタッフミーティング(当事者スタッフを含む)



図6 避難訓練前のミーティング(この日は、火災避難訓練で事業所の外に出た後に、引き続いて行う津波避難訓練の前ミーティングを行った)

東日本大震災前後の南関東の盲ろう者による情報入手量の変化

北村弥生(国立障害者リハビリテーションセンター)

目的: 災害時に聴覚障害者は避難情報や避難所での情報入手に困難があること、視覚障害者は通常とは異なる避難経路や避難所内の事物を認知できない困難があることは、すでに知られている。また、支援者も被災するために、障害者は通常の支援を得ることができないことも課題である。しかし、これらの困難の定量的な算出は通常は困難である。本研究では、東日本大震災(以下、震災)前後に、南関東の宿泊型訓練施設で、視覚と聴覚の重複障害者である盲ろう者に1日12時間半、通訳・介助者が試験的に配置され、その業務内容の記録があったため、十分な情報補償があつた場合に、盲ろう者の生活と支援体制のうち情報入手量に、震災前後でどのような変化が起つたかを報告する。

方法: 平成22年度、23年度に厚生労働省、国立障害者リハビリテーションセンター(以下、国リハ)、全国盲ろう者協会などは連携して盲ろう者宿泊型生活訓練等モデル事業(以下、モデル事業)を行った。盲ろう者の特性にあつた宿泊施設における訓練方法を開発することがモデル事業の目的であり、通訳・介助者を盲ろう者に対して、毎日、8時半から21時まで12時間半、3交代で一対一に配置し、その効果を明らかにすることが目標のひとつとされた。そこで、通訳・介助員業務報告書に記入された業務時間のうち「情報入手」業務と「通訳」業務のうち「テレビニュース」と内容欄に記入があつた時間を集計し、震災前後の一日平均テレビ視聴時間を比較した。その他に、業務報告書の自由記載から震災に関わる事項を抽出し、整理した。

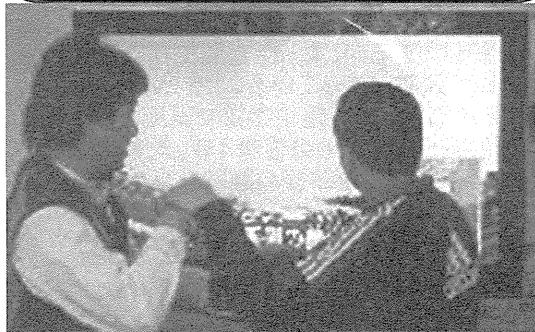


図1 通訳・介助者(左)から、テレビ画面の内容と字幕を触手話で通訳される弱視ろうの盲ろう者(右)。



図2 宿泊施設のリビングで、通訳・介助者(右端)は盲難聴の盲ろう者に本を代読している。左端の通訳・介助者は、弱視ろうの盲ろう者の手話を読んで会話をしている。

結果:

- ・通訳・介助員を介した一日平均情報入手は、震災日から6日間は震災前10日間の4.25倍(幅1.43~9.48倍)で個人差があり、年長で保有視力が低い場合に増加が大きかった。
- ・発災直後に訓練は中断され、全員がテレビニュースを視聴した。発災後2日目と3日目は、ほぼ終日、テレビはつけられており、ニュース映像は通訳・介助員の視野には入っていたが、通訳された時間は一日平均91分(30-220分)に留まった。
- ・発災後2日目から7日目には、通訳・介助員の欠員もあり、最も保有視力の高い利用者の「情報入手」時間は記録されない日もあった。
- ・3月14日の原子力発電所爆発後に、ニュース視聴時間が増加したのは音声通訳を利用する利用者Dのみであった。
- ・「情報入手」と「テレビ通訳」の合計比率が2月までの水準に戻ったのは5月であった。
- ・震災の津波被害の映像を言葉で説明することの困難さが業務報告書に記載されたが、ラジオの利用を提案した利用者も通訳・介助者もいなかった。また、テレビ放送の要約筆記がボランティアによりインターネットを介して実施されていたことや、インターネットでテレビ放送の手話通訳と字幕放送が見られたことを盲ろう利用者も担当の通訳・介助員も知らなかつた。

考察:

- ・テレビ視聴時間は、平時も震災後も全国平均の1割程度にすぎず、盲ろう者の慢性的な情報不足が量的に明らかになった。盲ろう者がテレビを視聴する方法の開発、メールやインターネットによる緊急時情報の入手方法を事前に提供すること、緊急時の情報提供の配慮は有効であると考える。

- ・先天性ろうの盲ろう者について、原子力発電所爆発事故後のニュース視聴が増えなかつたことは、概念理解の制約があつたことを示唆する。抽象的な概念を手話で伝達することは困難であるため、生命の危険に関わる情報は事前教育により理解を定着させる必要があると考える。

表1 東日本大震災発災日から6日間の盲ろう者による情報入手時間(分/日)

利用者	11日	12日	13日	14日	15日	16日
A	190	0	135	100	30	60
B	190	30	150	90	80	30
D	150	115	195	20	150	75
E	0	220	0	—	30	100
平均	110	91.25	120	70	72.5	66.25

—は、通訳・介助者の欠員を示す。

表2 東日本大震災前後の盲ろう者による情報入手平均時間の変化(分/日)

利用者	3月1日~10日	3月11日~16日	比
A	31	85.8	2.8
B	14.5	95.0	6.6
D	11.5	117.5	10.2
E	12.5	70.0	5.6
平均	17.34	92.1	5.3

表3 2月を基準にした盲ろう者による一日あたりの情報入手平均時間比

利用者	3月	4月	5月	6月
B	1.5	1.5	0.8	—
D	1.4	1.8	1.2	0.6
平均	1.45	1.65	1	0.6

災害時要援護者支援に対する地域の取り組みと課題

埼玉県所沢市吾妻地区荒幡町内会の場合

北村弥生1・○白神晃子2 (1国立障害者リハビリテーションセンター研究所・2早稲田大学)

目的：内閣府が平成17年度に「災害時要援護者支援ガイドライン」を発表して以来、先行事例が紹介され、全国民生委員児童委員連合会は平成19年度から「災害時に一人も見逃さない事業」を実施し、自治会も関心を持っているが、災害時要援護者（以下、要援護者）支援の課題を解決し方法を具体化した自治体・自治会は全国的に見当たらない。そこで、本研究では、要援護者と支援者のマッチングおよび個別支援計画作成に資することを目的に、先駆的な町で行われている要援護者支援の方法と課題を明らかにした。

対象と方法： 災害時の要援護者支援に対する埼玉県所沢市吾妻地区荒幡町内会(町内世帯数3,200、町内会世帯数2,200)の取り組みについて面接法による調査を町内会長Aさん、民生委員Bさん、要援護者の家族Cさんを対象に行った。荒幡町内会は、同町の自主防災会および要援護者支援は平成24年度所沢市底力支援事業にも採択されたことから対象とした。調査は平成24年9月および12月に各2時間半実施され、ICレコーダーに記録し逐語録を作成して内容を整理した。

月 日 時	分 現在状況		
【平成23年度】防災安否確認カード			
被験者番号 999			
氏名	電話	住所	備考
直通番号			
理番			
出住所、登録番号は本町年度町内会費納入路線番号、入会費、過去の災害経験コード、副・副主任リーダーにより記入		緊急避難場所	
		第一次避難場所	最終避難場所
		荒幡3000-10	荒幡2000-1
		二五雪場前	駐車場境の字き地
出住所、登録番号は本町年度町内会費納入路線番号、入会費、過去の災害経験コード、副・副主任リーダーにより記入		緊急避難場所	
		第一次避難場所	最終避難場所
		荒幡3000-10	荒幡2000-1
		二五雪場前	駐車場境の字き地
出住所、登録番号は本町年度町内会費納入路線番号、入会費、過去の災害経験コード、副・副主任リーダーにより記入		緊急避難場所	
		第一次避難場所	最終避難場所
		荒幡3000-10	荒幡2000-1
		二五雪場前	駐車場境の字き地

図1 荒幡町内会で作成した安否確認カード。隣組ごとに作成されており、毎年、会費徴収の際に班長が更新する。

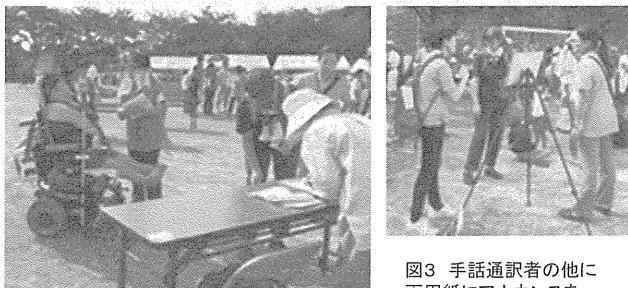


図2 防災訓練での要援護者の受付訓練

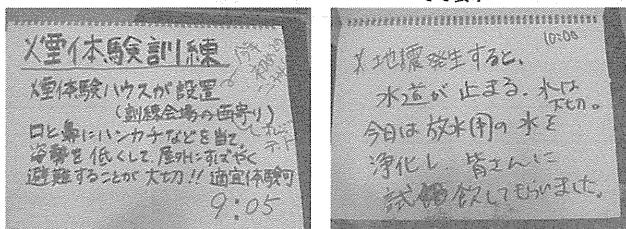


図4 (左)事前にアナウンス原稿から要点を書き出し、当日、赤と青で追加。右端に、記入時刻を記載。(右)当日、追加して記載できる量は少ない。

結果：

1. 町内会による独自の要援護者支援要領の作成

荒幡町では、消防OBであった町内会長を中心に、平成17年から3年かけて要援護者支援要領を作成した。市役所危機管理課から提示された要援護者名簿掲載者29名を町内会役員と民生委員が訪問し、町独自の要援護者要領に同意するか否かを求めた結果、市役所名簿掲載者中10名が登録を取り下げた。残った登録者の内訳は高齢9名、要介護5名、知的障害者2名、身体障害1名、肢体不自由1名、視覚障害1名であり、聴覚障害と精神障害の登録はなかった。

2. 民生委員による要援護者の把握

所沢市では、要援護高齢者調査を民生委員が市役所の依頼で実施しており、荒幡における要援護高齢者世帯数は、8名の民生委員一人当たり約56であった。この数は、「迅速に無理なく安否確認と危険への対処ができる人数ではない」とBさんは考え、これらの情報を町内会と共有し、支援に役立てたいと話した。しかし、情報を共有する許可を要援護高齢者から得ることは容易ではないと推測していた。

担当地区の住民の障害に関する情報は、市役所から民生委員に提供されていなかったため、日常生活において目視で認識できるのは、車いす、白杖、手話などを使っている場合と一部の知的障害に限られ、各民生委員は担当地域で障害者を2～3名ずつしか把握していなかった。また、「町内にすべての障害種別の人があるが、支援方法がわからないために、障害に関する研修が必要。避難訓練への障害者の参加も勧めたいが何を準備してよいかわからない。」とB氏は話した。

3. 障害者家族の意識

Cさんは、夫、発達障害の息子、そのきょうだいと脊柱管狭窄症で寝たきりの義母の5人家族であった。地震により狭山湖が決壊し地域が水没する不安、通学時の発災に息子が対応できるか、義母をどこにどう避難させるかについて不安を回答した。町内会の支援体制は、自宅の所在確認はできるが、救出、避難支援、避難所での生活について課題が残っていることを指摘した。

平成25年8月31日には、荒幡小学校で実施された所沢市総合防災訓練に、町内の障害者4名、町外の障害者2名が参加し、受付訓練と筆談の訓練を行った。

考察：荒幡町の要援護者登録率は、所沢市平均の約2割であった。荒幡町の要援護者登録率が市内でも低い理由は、荒幡町内会の自主防災活動が活発なために、特に要援護者登録をしなくてよいと考えられていること、警察や消防による災害時救助がないことの周知がよいこと、あるいは近隣に迷惑をかけたくないという地域特性によることが予想されるが、さらに調査が必要である。

要援護者のうち障害児者の居住地については、民生委員にも町内会にも、ほとんど把握されていなかった。地域住民に、誰にでも等しい確率で発生する自然災害に対する個人避難計画を立てることは、地域における障害児者の共生を再検討する契機になると考えられる。

防災訓練における当事者参加の経験をいかし、さらに現実的な対策の確立が期待される。

地域における障害者の災害準備と意識

○北村弥生(国立障害者リハビリテーションセンター)、白神晃子(早稲田大学人間総合研究センター)

目的

東日本大震災では、障害者手帳保有者の死亡率は住民死亡率の約2倍であり、特に身体障害者の死亡率が高かったことが指摘された。災害時要援護者(以下、要援護者)に対する施策について、内閣府は「災害時要援護者支援ガイドライン」(平成17年度)などを作成し、全国民生委員児童委員連合会は平成19年度から「災害時に一人も見逃さない事業」を実施している。しかし、要援護者の中でも障害者の課題を解決し、支援方法を具体化した自治体・町内会は全国的に見当たらない。そこで、本研究では、障害者の災害準備状況とそれに関わる意識を明らかにすることを目的とする。

対象と方法

埼玉県所沢市障害福祉課を介して、市内の障害者団体5、市立障害者施設5に調査依頼し、会員あるいは利用者に調査用紙の配布を依頼し、調査者宛の返信用封筒で回収した。調査内容は、対象者の属性、災害準備状況(要援護者登録、備蓄、避難所の確認等)、個人避難計画作成の意思、東日本大震災での経験であった。

表1 避難所に関する回答

質問	選択肢	人数(%)
最寄りの一次避難所の場所を知っている	知っている	84 (60.0)
	知らない	48 (34.3)
	NA	8 (5.7)
	対象者合計	140 (100.0)
避難所に一人で行ける	いいえ	96 (68.6)
	はい	33 (23.6)
	NA	11 (7.9)
	対象者合計	140 (100.0)
避難所に行くのに支援してほしい人*	家族	70 (50.0)
	介助に慣れた人	32 (22.9)
	指示してくれる人	16 (11.4)
	知人	15 (10.7)
	わからない	6 (4.3)
	対象者合計	140 (100.0)
避難したい場所*	最寄りの一次避難所	31 (22.1)
	最寄りの一次避難所の要援護者用の部屋	30 (21.4)
	わからない	26 (18.6)
	福祉施設(福祉避難所)	21 (15.0)
	公民館	16 (11.4)
	国リハ(福祉避難所)	16 (11.4)
	学校又は職場	13 (9.3)
	親戚・友人の家(徒歩圏内)	12 (8.6)
	自家用車の中	10 (7.1)
	秩父学園(福祉避難所)	4 (2.9)
	県立特別支援学校(福祉避難所)	4 (2.9)
	テント	3 (2.1)
	卒業した学校	1 (0.7)
	その他	19 (13.6)
	対象者合計	140 (100.0)
避難所に整備して欲しい物*	水	77 (55.0)
	トイレ	71 (50.7)
	食料	68 (48.6)
	薬	52 (37.1)
	間仕切り	51 (36.4)
	介助者	38 (27.1)
	別室	33 (23.6)
	オムツ	28 (20.0)
	電池	25 (17.9)
	清淨綿	20 (14.3)
	周囲の理解	16 (11.4)
	医療機器	14 (10.0)
	発電機	12 (8.6)
	特別食	11 (7.9)
	通訳者	9 (6.4)
	要約筆記者	9 (6.4)
	通路	9 (6.4)
	その他	28 (20.0)
	対象者合計	140 (100.0)

*重複回答あり

結果

1) 発送数453、回収数140(回収率30.9%)、聴覚障害者団体のみ利用者全数ではなく8名に団体代表者から依頼し、8名から回収を得た。平均年齢45.2歳(幅18-99歳)、手帳所有者89%、自己記入21%であった。

2) 市の災害時要援護者名簿への登録者22%、登録後に何も対応がなかった69%であった。(別の調査では、民生委員ひとりあたりの要援護高齢者の数は50名であった。)

3) 災害準備状況については、最寄りの避難場所を知っている60%、避難訓練参加経験者は25%で、参加しない理由は「訓練に本人が参加できること」35%であり、要援護者に配慮した訓練への参加希望は44%であった。最寄りの避難所の避難訓練に参加しない理由の上位は「(知的障害のために)本人が参加できない(訓練における活動を行うことができない)」「開催日がわからない」「行くことができない」であった。

4) 個人避難計画を作りたい42%であり、50名が作成のために連絡先を記入した。個人避難計画を作りたいと思わない理由は、上位から「時間がとれないから」「災害はめったに起こらないから」「実用的でないから」であった。

5) 避難したい場所は、上位から「最寄りの避難所」「最寄りの避難所の要援護者用の部屋」「福祉施設、特別支援学校」であったが、7割は避難所までの移動を一人でできなかった。避難所で必要な支援のうち、障害に特異的な内容は上位から「トイレ」「間仕切り」「介助者」「薬」「電池」であった。

6) 東日本大震災当日の困難は、上位から「家族同士の連絡ができない」「家族が帰宅できない」であり、翌日からの困難は、上位から「移動」「計画停電」「薬などの入手」「精神的動搖」であった。ただし、「困難はなかった」は、発災日も翌日以降も約半数であった。

考察

1) 所沢市の災害時要援護者名簿登録率は人口の1.2%、障害者手帳持者は人口の3.5%、登録者中の障害者の比率は不明であるが、他の自治体では登録者のうちの障害者の割合は1割程度であることから、対照者の登録率は高く、災害準備に关心が高い群であると推測される。

2) 対象者の約半数は個人避難計画の作成を希望したことから、個人避難計画事例集を公表することにより、「時間がないために作成できない」者への助けになると考えられる。また、回答者の8割が福祉施設や特別支援学校、最寄りの避難所などの慣れた環境への避難を望んだことから、個人避難計画を作成する過程で福祉避難所あるいは福祉避難室のあり方が明らかにされることが期待される。

聴覚障害者による災害に対する事前準備と意識

北村弥生 国立障害者リハビリテーションセンター研究所

kitamura-yayoi@rehab.go.jp

<http://www.rehab.go.jp/ri/fukushi/ykitamura/kitamurayayoi.htm>

目的: 本研究では、聴覚障害者による災害に対する準備状況を明らかにすることを目的とする。

背景: 災害時に、聴覚障害者は情報入手に困難があるために、避難行動の判断が遅れること、死亡率が高いこと、避難所や在宅での生活に不便があること、不適切な行動をして非難されやすいこと、孤独感を持つことが指摘されている。また、避難訓練においても情報が十分に伝わっていないことも報告された。しかし、聴覚障害者が災害に対して、どのような準備をしているかは知られていない。

方法:

- ・リクルート: 所沢市社会福祉協議会の協力を得て、同市手話通訳派遣事業及び要約筆記派遣事業利用者70~80名と登録手話通訳者26名、登録要約筆記者31名に広報して募集し、聴覚障害者9名と登録手話通訳者と要約筆記者(以下、支援者)7名の参加を得た。
- ・「聴覚障害者に対する支援状況と望ましい備えに関する講演」(約1時間)
- ・質問紙法による調査: 災害に対する準備と災害時の支援について: 手話通訳者待機
- ・類似の調査を所沢市の11行政地区の中の一つ区の民生委員福祉部会32名に対しても実施した。

表1 聴覚障害者と支援者の災害準備状況 (%)

	聴覚障害者	<	支援者
最寄の避難所の場所を知っている	88.9	<	100
所沢市の「防災ガイドブック」を読んだことがある	66.7	<	85.7
調査時に懐中電灯を持っている	55.6	>	28.6
調査時に、バンダナを持っている	44.4	<	85.7
調査時に、NTT手帳を持っている	44.4	>	0
地域の防災訓練に参加したことがある	44.4	<	71.4
飲料水を備蓄している	44.4	<	85.7
所沢市のほっとメールに登録	33.3	>	0
食料を備蓄している	33.3	<	100
調査時に、笛(または笛に代わるもの)を持っている	22.2		28.6
簡易トイレを備蓄している	11.1	<	28.6
避難所で近くの人に筆談を依頼できる	66.7		57.1
最寄の避難所に、知り合いの支援者/聴覚障害者はいる	44.4	>	14.3
災害時に不安がある	44.4	>	28.6
避難所の受付で、アナウンスを文字表示して提示する依頼ができる	33.3	<	71.4
災害時に、近隣の人から情報を得られると思う	22.2	<	42.9

結果

・聴覚障害者群で他の群に比べて

比率が低かった項目

「呼子(または、代わるもの)を携帯している」

「備蓄がある(食料、飲料水、簡易トイレ)」

「地域の防災訓練に参加したことがある」

「市の防災ハンドブックを読んだ」

「自宅の最寄りの避難所の場所を知っている」

・比率が高かった項目

「懐中電灯を携帯している」

「市のホットメールに登録している」

・聴覚障害者群9名全員が「市役所が発行した防災ハンドブックについて手話で説明を聞きたい」と答えた。

・筆談: 「依頼する」66.7%(聴覚障害者群)

「避難所で聴覚障害者に気づいたら、避難所の人に筆談が有効なことを伝えられる」60%(支援者群と民生委員群)

・「聴覚障害者の避難所は一次避難所と別にあつたらよいと思う」: 3群共に50~60%であった。

考察:

聴覚障害者では災害準備比率が低かった理由

1. 防災情報が不足

→手話による防災ハンドブックの説明

2. 聴覚障害に応じた準備方法

→危険を知らせる呼子の代わり: 音と共に、あるいは音でなく光、風、振動、画像などが変化する器具。例えば、握ると音と空気が出るおもちゃ(シャウティングチキン等)、スマートフォンのアプリケーション(SOSホイッスル、SOSライト等)

3. 筆談を依頼する/される練習の必要性

4. 聴覚障害者の避難所は一次避難所と別にあつたらよいのか?

- ・筆談による必要最小限の情報入手: 一次避難所
- ・手話通訳による納得できる情報入手: 優先派遣場所を決めておく
- ・当事者同士の手話によるコミュニケーションによる安心感: 集合場所を当事者同士で決めておく
- ・夜間の照明など手話を自由に使う環境の設定: 一次避難所

地域防災訓練への車いす利用者の参加

北村弥生 国立障害者リハビリテーションセンター研究所

目的:本研究では、地域の防災訓練に車いす利用者が介助と共に参加することにより、1)車いす利用者自身が避難所の環境を確認し、地域と障壁の解決方法を共有すること、2)車いす利用者の存在と支援方法を地域に認知させることを目的とする。

背景:災害時における車いす利用者の大きな困難のひとつは、避難所に段差があることとトイレが使えないことがあると言われている。物理的障壁がない福祉施設を福祉避難所として利用することも解決策のひとつであるが、発災直後に利用可能な福祉避難所の整備は十分ではない。また、所沢市における調査では、身体障害者の過半数は最寄りの一次避難所の利用を希望した。したがって、一次避難所の物理的環境整備と人員の手配は検討すべき課題である。

対象と方法:

- ・埼玉県所沢市における平成25年度地域防災訓練(8月)において、車いす利用者3名に2小学校会場への参加を依頼し、参加状況を記録した。
- ・参加者は、X小学校には、手動車いす利用者Hさん(20歳代男性、脳性麻痺)と手動と電動の切り替え式車いす利用者Gさん(40歳代女性、脊髄損傷)、Y小学校には電動車いす利用者Iさん(40歳代女性、先天性四肢麻痺)であった。
- ・参加者と記録者には訓練前後に質問紙または面接法による調査を実施し、事前のニーズと対処への評価を行った。

結果

1. 自宅から会場までの移動:

- H:両親が隣組と共に徒歩で会場に移動。
- I:24時間派遣の介助者と共に福祉タクシーで移動。
- G:車いすのまま乗車できるタクシーを依頼、訓練会場ではヘルパー資格のある介助者を同行。

2. 体育館入り口の段差:

- ・X小学校では、介助者3~4名が車いすを持ち上げた。
- ・参加者の人ごみで入場は最後になった。
- ・退場時には、市役所職員が自動的に車いすの持ち上げに参加した。

・Y小学校では、自主防災組織はベニヤ板を多数準備し、かつ、「人手はたくさんあるので、必要な時はみんなで車いすごと持ち上げて校舎内に運び込む」と記録係に伝えた。電動車いす約100Kgの加重に耐え、階段面とのつなぎが滑らかなスロープを作る方法に不案内でいたため、記録係は校舎内への進入を勧めなかった。しかし、Iさんは自分が発行する機関誌には校舎内に入れなかつたことを「残念であった」と記載した。

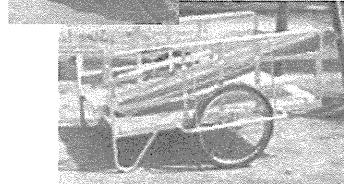
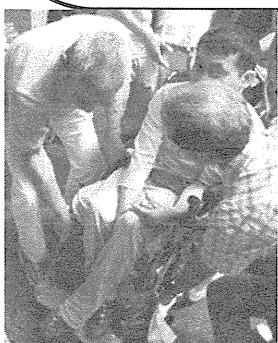


図1 体育館の入口階段(3段)を持ち上げる、小さなスロープも電動車いすで自走するには乗り越え困難、ベニヤ板の準備

4. 災害用トイレ:

X小学校で4種類の災害用トイレに試乗した結果、災害弱者用トイレ(BenQuick W型、(株)木村技研)、介護用トイレ(きらくPS2型、(株)リッセル)の順に評価が高かった。しかし、カーテン式の出入り口の開閉と施錠への介助、時間がかかるため数が必要と指摘された。

5. 地域住民との関係:

- ・Hは、地域活動への参加は成人式以来8年目であった。
- ・電動車いす利用者Iが参加者の輪の外から遠巻きに眺めていたところ、障害者へのボランティア経験者が前に出るよう促し、他の参加者に声をかけて前方で見ることができるよう調整した。
- ・Iは手を借りなくてよい様に、校庭の真ん中で待つことを希望した。
- ・要援護者受付のボランティアもトイレにスロープがないこと、手すりがなく狭いこと、備蓄用の携帯トイレは健常者用なので手すりがないこと、などをメモした。

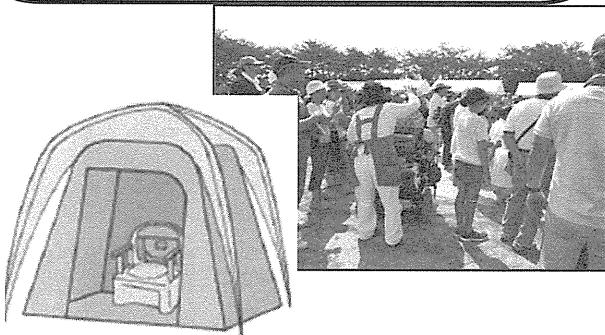


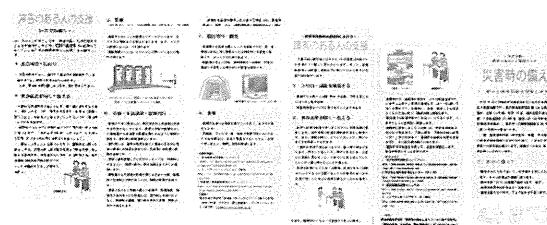
図2 避難所で使えそうな安価な備品、前列に行ける様に声をかける住民

考察:

1. 物理的障壁:

- ・小学校構内・体育館入り口・校舎内の段差、和式トイレ、参加者の人ごみに物理的な障壁が確認された。
- ・**自主防災組織と障害者の両者が妥当と考える課題解決方法を探る作業を継続する必要がある**と考える。
- ・要援護者が繰り返し防災訓練に参加して課題を解決するには、見学だけでなく、役割を持つことにより参加意識を持続させる必要があると考えられた。
- ・避難所における車いす利用者への補助的なトイレとして、短時間で設営できるキャンプ用の大型テントと介護用ポータブルトイレの有効性を示唆した。ただし、自宅のトイレでは介助を必要としない場合でも、介護用ポータブルトイレでは移乗に介助を必要とすると推測され、介助者の確保と、車いす利用者が慣れない場面で介助を依頼する心理的技術的課題があると考えられる。さらに、車いすで移動しやすい設置場所、テントの開閉をする人員、排泄物の回収方法も検討課題である。

- 2. 地域ボランティアの活用: 障害者が地域の防災訓練に参加することで、地域ボランティアと経験を共有することは、災害時の共助につながると考えられた。



知的障害高校生に対する単独移動支援プログラムにおける

セルフ・モーデリング教材の効果

○北村弥生(国立障害者リハビリテーションセンター)

概要: 知的障害高校生1名に対し、自宅から研究施設まで約1Km程度の距離を単独移動するための支援プログラムを開発し、効果を測定した。

番号	目印内容	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目
1	郵便局	○	○	○	○	○	○	○
2	レストラン	×	△	○	○	○	○	○
3	動物病院	×	×	△	△	○	○	○
4	看板	×	×	×	×	△	○	○
5	信号、コンビニ	×	×	△	×	×	△	×
6	駅	×	△	○	△	○	○	○
7	店舗認識(8)	×	×	3O1△	—	20○	6O1△	8O
8	信号	×	×	×	×	×	×	×
9	お好み焼き屋	×	×	×	△	△	○	○
10	歩道橋	×	×	×	○	○	○	○
11	下り坂	×	△	○	×	○	○	○
12	門	×	×	×	×	×	○	○
13	工事現場	×	×	○	○	○	○	○
	研究所入り口	×	○	○	○	○	○	○
	正答数	1	3.5	7	6.5	9	11.5	11

表1 目印正答状況。

○: 自主的に次の目印を回答、
△: ヒントを言った後に正答ある
いは、回答を言うと理解した表情、
×: 回答を言っても不思議な表情。

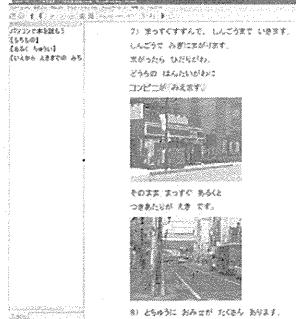


図1 マルチメディアデイジー版「経路説明文」(村島完治氏作成)

対象: 対象者は、特別支援学校高等部1年に在籍する知的障害女子生徒1名であった。IQ50程度、療育手帳Bであり、小学校は普通学級、中学校は特殊学級を卒業した。

方法: 対象者の自宅から最寄り駅まで約1Km程度の道のりの途中に目印13箇所を設定し、同行者が次の目印を記憶しているかと進行方向を確認した。

目印の写真と解説文から成る「経路説明文」を支援者か作成し、対象者による「経路説明文」の音読と内容の確認を移動訓練の振り返りとして行った。振り返りはビデオカメラとICレコーダーにより録音・録画を行い、毎回の読み速度と誤読頻度を計測した。

「経路説明文」には、できるだけひらがなで記載し、漢字にはルビをふった。対象者は、ひらがなとカタカナ50音は読めたか、漢字の読みはほとんどできなかったことを事前に確認したためであった。

移動支援および振り返りは、平成24年3-4月の春休み休暇中に、週2回、合計7回行った。実施時間帯は、はじめは道がすいている午後2時に開始し、3回目からは通勤・通学時間にあわせて午前8時に開始した。さらに、集合時には、身支度と持ち物の確認を支援者から促した。

結果: 目印13か所のうち、第一回目に場所と名称を確認できたのは1ヵ所で、確認できなかつた目印については何の建物かを理解していなかつたため、歩行中及び振り返りで「経路説明文」を読みながら、支援者が解説した。

・確認できた目印の数は、毎回、増加し、最後まで確認か不確かだつたのは「信号」2か所であった。

・「経路説明文」の音読で逐語読みになつた読みの困難は7項目あった。1)西暦、2)24時間の時間表記、3)日付、4)「くらい」「まで」のような具体的的事物でない言葉、5)使い慣れない言葉や表現、6)体言止め、7)「電信柱」のように学習する機会かなつたために習得していない具体的的事物の名称。具体的な事物の名称は実物との対応関係を示すことで容易に学習された。他は、対象者が理解できそうな語彙と表現に「経路説明文」を置き換えて、2回目から使用した。

・「経路説明文」の読み間違いの数は1回目34、2回目7、読み速度は1回目39語/分、2回目64語/分であった。

・学校担任、特別支援コーティネーターからは、本プログラムは、ガイドヘルパーを伴つた自律的な移動の第一歩と、高く評価された。対象者自身は、「経路説明文」を読むよりもその後の物語を読む時間を好んだ。母親は次の目標や達成について対象者から自発的な報告が家庭でなされたことを歓迎した。

考察 1)「目印の記憶」は、ほぼ達成されたが、記憶が定着するか否かは一定期間後に確認する必要がある。また、記憶を定着させるためにも、外出機会を習慣的に設定することも必要であると考える。図書館で行われる映画会、図書館での読書、課外活動などを外出機会候補として、ガイドヘルパーを同伴して、今後の試行課題とする計画を立て図書館訪問と図書館での子ども映画会参加も試行したが、ガイドヘルパーを利用する動機が母親に不十分であることと、一人で身支度ができないために実現していない。

2)「経路説明文」を修正・補足することにより、読み間違い数が減少し、読み速度が速くなつただけでなく、目印と行動の理解を確定し目印の確認数を増やすことに貢献したと測られた。3回目以降の読み速度の変化が少なかつたのは、3回目以降には大きな文書の変更ではなく、単語のいいまわしの修正を行つたのみであったためであると考える。

3)「経路説明文」により目印の確認を強化しただけでなく、対象者が理解しやすい文章の特徴7項目を明らかにすることができた。知的障害児・者に読みやすい文に関しては、国際図書館連盟がガイドラインを出しているが日本語に対応したガイドラインはまだない。個々の経験を蓄積しガイドラインを作成することは有意義であると考える。

地域防災訓練における聴覚障害者への 筆記と掲示の有効性と課題

北村弥生 国立障害者リハビリテーションセンター研究所

目的:地域の防災訓練において筆記と掲示を聴覚障害者に提供することで、
 1)筆記の効果と課題を明らかにすること、
 2)聴覚障害者の存在を地域に認知させること、
 3)聴覚障害者への支援方法を筆記者の活動から地域に知らせることを目的とする。

背景:災害時における聴覚障害者の困難は、情報不足と意思疎通ができる通常の人間関係を絶たれることによる孤独であるといわれる。東日本大震災の経験から、聴覚障害者が災害時に情報確保をする最も現実的な方法のひとつは筆談であり、避難所でのアナウンスの内容や大きな動きを画用紙にマジックで記入して掲示することが提案された。この方法は、ろう者にも難聴者にも有効であるばかりでなく、知的障害者、耳の遠い高齢者、記憶が苦手な者、アナウンス時に席をはずしていた者にも有効である。また、避難所の生活の記録にもなる利点がある。
 しかし、誰かどのように筆記と掲示をすれば情報が確保できるのかは検討されていない。

対象と方法:

- 一次避難所(Y 小学校)に 3 名の聴覚障害児者 B(30 歳代女性)、C(60 歳代男性)、D(小学生 女児)にモニターとして参加依頼。
- 会場のアナウンスを画用紙に書き留め掲示するための筆記者2名
- 記録係1名(全体の進行と支援状況の記録)
- 手話通訳者は、説明的要素の多いプログラム(開会の挨拶、救急法の説明など示説、閉会の挨拶)を通訳。
- 筆記には、コイルで綴った画用紙 各1冊(S115, マルマン, A3, B4)を準備。事前に、プログラムの項目を画用紙に記入。当日は、追加事項と実施時間を記入し、イーゼルに掲示。
- 聴覚障害モニター、筆記者、手話通訳者、記録者、自主防災組織長には、防災訓練終了後に、実施状況に関する面接調査を行った。



上:アナウンス内容を筆記・掲示

下:筆談、手話による会話(赤→はろう者2名)

表 X小での筆記記入枚数内訳 (枚)

結果

1. 筆記 枚数

事前記入数、当日追加数、当日作成数は10,8,6。

2. 筆記の効果

- (1)基本的な情報伝達が確保され、聴覚障害モニターが訓練に積極的に参加できた
- (2)筆記は地域住民にも認知され、進行全体の補助的な記録として住民にも活用された

3. 筆記の課題

- (1)記載内容の選定:「状況をまとめて必要なことを選別して記入すればよいことに後で気づいた」「画用紙に記入して示すと、ろう者からは手話で内容の確認がしばしばなされた」
- (2)平行して実施されるプログラムがあった場合には筆記すべき音声の選択が困難であった
- (3)掲示は聞くできなかった:掲示場所の選定、画用紙を切り取る作業に慣れていなかった、個人に見せることに集中しすぎて全体へ掲示する意識を持ちにくかった。

4. 手話通訳の課題

- (1)手話で通訳する内容の選別:筆記・動作との補完
- (2)手話通訳者の数と配置:モニター3名、手話通訳者2名で、3名が地域住民とは慣れて行動を共にした。

5. バンダナ:4名中3名で文字は読めなかつた。知っている人にしかわからない。

**考察:**

- 避難所では、画用紙への筆記により基本的な情報提供は確保される。しかし、防災訓練での情報保障は個別が有効と考えられた。
- 防災訓練での筆記と掲示は、聴覚障害者への支援方法を効果的に周知した。いかに継続するかは課題である。
- 筆記は容易とはいわず、「事前に記入して準備」「要約筆記者に研修」「地域の防災訓練で役割分担」「筆記の掲示場所を決める」などが必要と考えられた。
- 手話による情報伝達やろう者同士の手話による会話を可能にする場の調整も必要と考えられた。

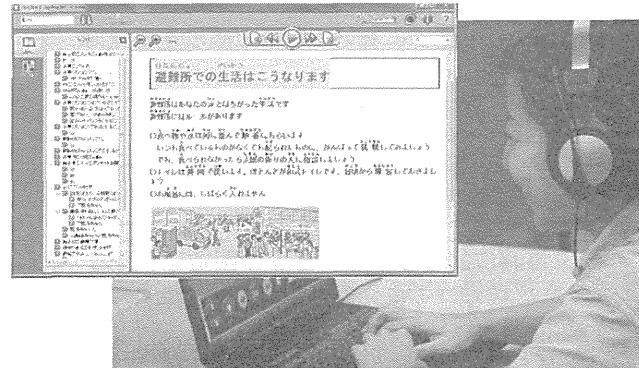
スケジュール	事前記入 (うち当日 追記)	当日 記入
開会式	2(2)	0
炊き出し訓練	1(0)	0
バケツリレー訓練	1(1)	0
水消火器訓練	1(1)	1
救急救護訓練	1(1)	0
災害時のトイレ	1(0)	0
仮設トイレ設置訓練	1(1)	0
閉会式	2(2)	5
合計	10(8)	6

災害時要援護者支援のあり方に関する研究

自閉症者の災害時避難に関する研究

(平成15~)

- ・川越市の自閉症者施設における火災避難訓練の効果を記載しました(平成18年度)
- ・日本自閉症協会に協力し、「自閉症の人のための防災ハンドブック」を編集しました(平成20年度)
- ・東日本大震災で活用された「自閉症の人のための防災ハンドブック」を日本語と英語でDAISY化しました(平成24年度)
- ・平時におけるマルチメディアDAISYを使った道順記憶(自宅から避難所まで)教習の効果を知的障害高校生で実証。



北海道浦河町における災害避難訓練マニュアルの開発と地域変革

(平成15~)

北海道浦河町役場、(社)浦河べてるの家の精神障害者、自治会と共同して、災害避難マニュアルDAISY版作成・防災学習会、避難訓練を実施

→1) 平成20年度からは、べてるの家が主体となり、厚生労働省の助成金を得て、災害避難マニュアルDAISY版作成、防災学習会、避難訓練を継続。「4分で10m登る」は、東日本大震災でも実証。

2) 浦河町民とべてるの家メンバーとの接点が増え、災害避難時における共通困難が意識化された

3) 町役場、自治会、研究者とべてるの家の間の応援体制を記載した(平成24年度)

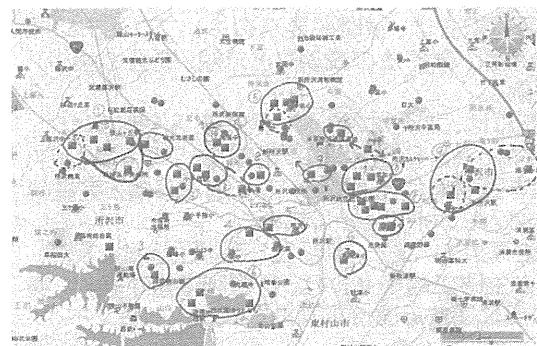


マルチメディアDAISY版避難マニュアル(windows版、iPadでも表示可能)

所沢市における災害時要援護者個別避難計画の作成 (平成24年~)

1) 所沢市役所障害福祉課の協力を得て、市内の5通所施設、5当事者組織に調査を実施、412名の回答と50名の個別避難計画作成モニターを得た。

- ・要援護者名簿登録者は25%(市内全体では1割)
- ・避難したい場所は「最寄りの一次避難所」44%であったが、7割は一人で避難できなかった。わからないも19%であった。
- ・地域の避難訓練参加経験者は25%で、参加しない理由は「訓練に本人が参加できないこと」38%であり、要援護者に配慮した訓練への参加希望は47%であった。
- ・所沢市地域防災訓練に参加し、課題解決を検討中。



赤丸は一次避難所、青四角はモニターの家を示す。



防災訓練にて:左側の要約筆記者は画用紙にアナウンス内容などを記入し、ろう者(バッダナ着用)に見せる。右端の全盲者の右にはガイドヘルパーが同行。中央では、肢体不自由者が介護用のトイレの安定性を確認中。

国内外の先行事例調査 (平成24年度~)

1) 災害時要援護者支援に関する先行事例調査

・埼玉県所沢市荒幡の隣組による安否確認、愛知県名古屋市AJUIによる通所利用者の自宅への安否確認、東京都の重度重複障害者による自助・共助・公助体制、米国緊急事態管理庁FEMAにおける災害時要援護者支援(平成24年度)。

・愛知県名古屋市の町内会による準備、社会福祉協議会、マンションなどによる準備(平成25年度)。

2) 公的文書に見られる災害時要援護者支援の変遷を調査(平成25年度)

研究代表者

国立障害者リハビリテーションセンター研究所
障害福祉研究部 北村弥生 kitamura-yayoi@rehab.go.jp

